

四日市市選管告示第21号

平成28年7月10日執行の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙について、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第3項の規定により告示する。

平成28年6月20日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市第一 期日前投票所	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館 1階 ロビー	平成28年6月23日 から 平成28年7月9日 まで

(選挙管理委員会事務局)